

群馬大学広報本部学生受入部門内規

平成 29 年 6 月 1 日 制定
改正 令和元年 10 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学広報本部規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学広報本部 学生受入部門（以下、「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入試広報の企画・立案に関する事。
- (2) 国際関連広報（学生受入に限る）の企画・立案に関する事。
- (3) 学生の母校愛の啓発に関する事。
- (4) その他学生受入広報に関する事。

(組 織)

第 3 条 部門は、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 学生受入部門連絡員
- (4) その他必要な職員

(部門長等)

第 4 条 部門長は、広報本部長（以下、「本部長」という。）が指名する教員をもって充てる。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

4 前条第 2 号の規定に基づき置く副部門長は、本部長が指名する本学の事務職員をもって充て、部門長を補佐する。

(学生受入部門連絡員)

第 5 条 学生受入部門連絡員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部等の入試広報を担当する教員及び事務職員 各 1 人
- (2) 総務部総務課広報係長
- (3) 学務部学生受入課入学試験係長
- (4) その他本部長が必要と認める教職員 若干人

2 学生受入部門連絡員は、部門に関する業務及び各部門間の連絡調整を行う。

(部門会議)

第 6 条 部門の円滑な運営を図るため、群馬大学広報本部学生受入部門会議（以下「部門会議」という。）を置く。

2 部門会議は、第 2 条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 部門会議は、第 3 条各号に掲げる職員をもって組織する。

4 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 7 条 部門の事務は、学務部学生受入課その他関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(内規の改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、群馬大学広報本部会議の議を経て、本部長が行う。

附 則

1 この内規は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される部門長の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

- 3 この内規施行後,最初に委嘱される副部門長の任期は,第4条第4項の規定にかかわらず,平成31年3月31日までとする。

附 則

この内規は,令和元年10月1日から施行する。